

# 明海大学歯学同窓会福祉共済規程

## 第1条（総 則）

この規程は、明海大学歯学部同窓会(以下、「本会」という)会則第47条に基づきこれを定める。

## 第2条（目 的）

本規程は、会員の相互扶助の精神に則り、会員の福祉、共済を図ることを目的とする。

## 第3条（業 務）

1. 本会は、前条の目的を達成するために死亡、火災、災害、及び慶事において、本規程に定められた業務を遂行する。
2. 福祉部常務理事が、本業務を総轄する。
3. 福祉部理事は、常務理事の旨を受けて業務を分掌する。

## 第4条（支 給）

1. 会員の慶弔、火災、災害にあたっての支給は、次の通りとする。
  - 1) 死亡
    - ・正会員  
弔電、花輪又は生花一基を送る。
    - ・正会員の家族（一親等、配偶者）  
弔電、花輪又は生花一基を送る。
    - ・準会員並びにその家族（一親等、配偶者）  
弔電を送る。
    - ・明海大学歯学部名誉教授、教授、名誉会員  
弔電、花輪又は生花一基を送る。
  - 2) 火災・災害見舞金（城西歯科大学及び明海大学歯学部の卒業者の診療所又は住居全焼、災害）
    - ・見舞金1万円を送る。
  - 3) 慶事
    - ・正会員の結婚  
祝電を贈る。
  - 4) 上記以外の場合は常務理事会において決定する。

## 第5条（財 源）

本規程における支給は、本会会計より支出される。

第6条（送 達）

本規程における送達は本会会長の名で送るものとする。

第7条（支部長の協力）

支部長は、支部会員に有事ある時は速やかに本会に報告して、本規程の執行に協力しなければならない。

第8条（規程の変更）

本規程を変更しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

第9条（付 則）

本規程は平成26年 4月 1日より施行する。

本規程は平成29年 4月 1日より施行する。

本規程は令和 2年 4月 1日より施行する。